

## (1) 諮問事項

- 1) 募集区分について (案) . . . 1
- 2) 常時募集の墓地区画及び申込資格等について (案) . . . 1
  - ① 募集墓地区画 . . . 1
  - ② 墓地使用者の申込資格 . . . 3
  - ③ 当選者の決定 . . . 3
- 3) 随時募集の墓地区画及び申込資格等について (案) . . . 4
  - ① 募集墓地区画 . . . 4
  - ② 墓地使用者の申込資格 . . . 6
  - ③ 当選者の決定 . . . 7
- 4) 追加募集の墓地区画及び申込資格等について (案) . . . 9
  - ① 募集墓地区画 . . . 9
  - ② 墓地使用者の申込資格 . . . 9
  - ③ 当選者の決定 . . . 9
- 5) 申込み時の注意事項について (案) . . . 10

## (2) 報告事項

- 1) 募集日程について . . . 11
  - ①常時募集の申込みから使用許可までの手続きの流れ . . . 11
  - ②随時募集及び追加募集の申込みから使用許可までの手続きの流れ . . . 12

【補足説明資料】 募集区分等の変更について  
墓地区画分筆図

【参考資料】 平成29年度 芦屋市霊園使用者常時募集案内  
平成29年度 芦屋市霊園使用者募集案内

## (1) 諮問事項

### 1) 募集区分について (案)

- ① 12 m<sup>2</sup>以上の墓所については常時募集をします。
- ② 12 m<sup>2</sup>未満の墓所については随時募集を行い、それで空き墓地があれば追加募集を行います。

### 2) 常時募集の墓地区画及び申込資格等について (案)

#### ① 募集墓地区画

##### ○募集墓地区画数及び使用料 (24区画)

種別	面積	区画数	1m <sup>2</sup> 当たり使用料(区分)	使用料(永代)
普通霊園	12.00～52.00 m <sup>2</sup>	24	150万円(12m <sup>2</sup> 以上)	1,800万～7,800万円

##### ○募集墓地区画一覧

NO	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )	使用料(永代)	年間維持費	備考
1	16-3-0004	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
2	21-1-0013	52.00	78,000,000	62,400	再貸付
3	21-1-0031	30.00	45,000,000	36,000	再貸付
4	24-3-0059	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
5	25-3-0008	15.00	22,500,000	18,000	再貸付
6	25-3-0009	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
7	25-3-0020	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
8	25-3-0039	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
9	25-3-0042	12.00	18,000,000	14,400	再貸付

10	25-3-0044	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
11	41-2-0026	21.00	31,500,000	25,200	再貸付
12	41-2-0041	20.00	30,000,000	24,000	再貸付
13	41-2-0050	21.00	31,500,000	25,200	再貸付
14	41-3-0082	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
15	43-3-0020	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
16	43-3-0041	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
17	61-3-0037	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
18	61-3-0044	14.00	21,000,000	16,800	再貸付
19	61-3-0057	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
20	61-3-0087	12.00	18,000,000	14,400	再貸付
21	62-2-0033	22.00	33,000,000	26,400	再貸付
22	62-2-0051	20.00	30,000,000	24,000	再貸付
23	63-3-0011	13.00	19,500,000	15,600	再貸付
24	64-3-0018	12.00	18,000,000	14,400	再貸付

## ② 墓地使用者の申込資格

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 申込日を基準日に1年以上継続して、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内一括納入できる方。

## ③ 当選者の決定

先着順とします。

ただし、同申込み日に複数の申込者があった場合は抽選とします。

※抽選要領及び補欠当選については、随時募集と同じとします。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方の優先はありません。

### 3) 随時募集の墓地区画及び申込資格等について (案)

#### ① 募集墓地区画

○募集墓地区画数及び使用料 (45区画)

種別	面積	区画数	1㎡当たり使用料(区分)	使用料(永代)
普通霊園	1.00～ 5.00 ㎡	32	75万円(1～6㎡未満)	75万～375万円
	6.00～ 7.50 ㎡	11	112万5千円(6～12㎡未満)	675万～843万7,500円
芝生霊園	4.50 ㎡	2	112万5千円	506万2,500円

○募集墓地区画一覧

NO	区画番号	面積(㎡)	使用料(永代)	年間維持費	備考
1	15-5-0119	1.20	900,000	1,440	新設
2	15-5-0120	1.20	900,000	1,440	新設
3	15-5-0121	1.20	900,000	1,440	新設
4	15-5-0122	1.20	900,000	1,440	新設
5	15-5-0123	1.20	900,000	1,440	新設
6	15-5-0124	1.20	900,000	1,440	新設
7	15-5-0125	1.20	900,000	1,440	新設
8	15-5-0126	1.20	900,000	1,440	新設
9	15-5-0127	1.20	900,000	1,440	新設
10	15-5-0128	1.20	900,000	1,440	新設
11	15-5-0129	1.20	900,000	1,440	新設
12	15-5-0130	1.20	900,000	1,440	新設
13	15-5-0131	1.20	900,000	1,440	新設
14	15-5-0132	1.20	900,000	1,440	新設
15	15-5-0133	1.20	900,000	1,440	新設

NO	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )	使用料 (永代)	年間維持費	備 考
16	15-5-0134	1.20	900,000	1,440	新設
17	15-5-0135	1.20	900,000	1,440	新設
18	15-5-0136	1.20	900,000	1,440	新設
19	15-5-0137	1.20	900,000	1,440	新設
20	15-5-0138	1.20	900,000	1,440	新設
21	15-5-0139	1.20	900,000	1,440	新設
22	15-5-0140	1.20	900,000	1,440	新設
23	15-5-0141	1.20	900,000	1,440	新設
24	17-5-0375	3.60	2,700,000	4,320	再貸付
25	18-4-0013	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
26	26-5-0152	4.00	3,000,000	4,800	再貸付
27	31-4-0025	7.05	7,931,250	8,460	再貸付
28	32-5-0122	1.00	750,000	1,200	再貸付
29	33-4-0155	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
30	34-4-0075	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
31	43-4-0194	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
32	51-6-0040	4.50	5,062,500	5,400	再貸付・芝
33	51-6-0181	4.50	5,062,500	5,400	再貸付・芝
34	52-4-0043	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
35	52-4-0056	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
36	52-4-0195	7.50	8,437,500	9,000	再貸付
37	53-4-0011	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
38	53-4-0034	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
39	53-5-0084	4.00	3,000,000	4,800	再貸付
40	54-5-0039	4.00	3,000,000	4,800	再貸付
41	64-4-0200	6.00	6,750,000	7,200	再貸付
42	64-5-0257	5.00	3,750,000	6,000	再貸付

NO	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )	使用料(永代)	年間維持費	備考
43	64-5-0381	4.00	3,000,000	4,800	再貸付
44	65-5-0155	4.00	3,000,000	4,800	再貸付
45	74-5-0032	3.00	2,250,000	3,600	再貸付

## ② 墓地使用者の申込資格

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 平成29年10月6日(金)までに1年以上(平成28年10月7日(金)以前から)継続して、芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内(平成29年12月28日(木)まで)に一括納入できる方。

### ③ 当選者の決定

#### (1) 決定方法

##### 1) 応募者が1名の墓地について

その応募者に決定とする。

##### 2) 応募者が2名以上の墓地について

抽選とする。

ただし、芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方を優先とし、

それでも重複した場合は、その方のみで抽選とする。

「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方

(埋火葬許可証があること)をいい、他の墓地等からの改葬または分

骨による申込みの方は、抽選の際には優先となりません。

#### (2) 抽選要領

##### 1) 抽 選 機：回転式抽選機

##### 2) 抽選機の回転：市職員により抽選機を回転させる。

##### 3) 立 会 人：抽選日当日に、来場の申込者から2名の方を選出する。

##### 4) 抽 選 方 法：

ア 受付番号通知でお知らせした番号を応募者の抽選番号とする。



イ 応募者が1名の墓地については、無抽選とし抽選開始前に口頭により決定（当選番号）の発表を行なう。

ウ 抽選方法

(ア) 墓地番号順に抽選を行なう。

(イ) 墓地番号ごとに、抽選玉（それぞれの区画の申込者の番号を付したものを）を抽選機の中に入れる。（立会人に確認していただく。）

(ウ) 抽選機を回転させ、最初に出た玉の番号が当選番号となる。（立会人に確認していただく。）

(エ) 当選者決定後に、補欠の数だけ抽選機を回転させ、出た順番に補欠順位を決定する。（立会人に確認していただく。）

(オ) 以下、応募区画数だけ上記抽選を繰り返す。

(3) 補欠当選者

2名を補欠当選者とする。

公開抽選時に申込区画ごとに、補欠当選者とその順位を決める。

当選者に辞退があれば繰り上げ当選となるが、当選者が所定の手続を完了した後は、失効となる。

## 4) 追加募集の墓地区画及び申込資格等について（案）

### ① 募集墓地区画

随時募集での空き墓地とします。

### ② 墓地使用者の申込資格

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 申込日を基準日に1年以上継続して、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できる方。

### ③ 当選者の決定

先着順とします。

ただし、同申込み日に複数の申込者があった場合は抽選とします。

※抽選要領及び補欠当選については、随時募集と同じとします。

※受付開始から3日間は随時募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受付します。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方の優先はありません。

## 5) 申込み時の注意事項について (案)

- (1) 申込みは、1世帯1墓地(区画)とします。
- (2) 1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者(遺骨)について重複申込みはできません。
- (3) 申込まれる墓地の区画、申込者と被埋葬者(遺骨)との続柄(実父、長男等)等の記載漏れ、押印もれ、切手の貼り忘れ等、不備や誤記のないようご注意ください。
- (4) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (5) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (6) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

## (2) 報告事項

### 1) 募集日程について

#### ① 常時募集の申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	平成 29 年 9 月 1 日(金)～
申込受付	平成 29 年 9 月 7 日(木)～ 先着順
公開抽選 抽選結果の通知 使用許可申請	その都度決定します。
使用料・維持費の納付	納付期限：納付書発行後、概ね 1 か月以内 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払ください。 使用料は永代、維持費は平成 29 年度分の月割り相当額
使用許可	その都度決定します。
墓石、巻石等建立	建立期限： 使用許可後 1 年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。

## ② 随時募集及び追加募集の申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	平成 29 年 9 月 1 日(金)～
申込受付	平成 29 年 9 月 7 日(木)～10 月 6 日(金) (10 月 6 日当日消印有効) 芦屋市役所市民生活部環境課まで郵送してください。 受付後、申込者宛に受付結果通知書(はがき)をお送りします。 (10 月 26 日(木)頃発送)
公開抽選	平成 29 年 11 月 15 日(水) 午後 1 時 30 分～ 場所：芦屋市役所 東館 3 階 大会議室 2 (参加自由)
抽選結果の通知	平成 29 年 11 月 22 日(水)頃に 申込者宛に抽選結果を封書でお知らせします。 また、追加募集の対象者には合わせて空墓地等のご案内をします。
使用許可申請	平成 29 年 11 月 29 日(水)・30 日(木) 場所：芦屋市役所 北館 3 階 ミーティングルーム 2
使用料・維持費の納付	納付期限：平成 29 年 12 月 28 日(木) 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払ください。 使用料は永代、維持費は平成 29 年度分の月割り相当額
使用許可	平成 30 年 2 月 1 日(木) 霊園使用許可証を郵送します。 霊園使用許可証交付後、墓地を使用することができます。
墓石、巻石等建立	建立期限：平成 31 年 1 月 31 日(木) 使用許可後 1 年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。
追加募集(予定)	平成 30 年 1 月 10 日(水)～平成 30 年 6 月 29 日(金) 上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。 ただし、平成 30 年 1 月 12 日(金)までは上記募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受付します。(対象者には、空墓地等のご案内をします。)